

NO	質問内容	回答
1	<p>新たな八潮市個人情報保護法施行条例において、「個人の権利や利益を保護することが目的である」とする目的規定を明記すべきではないか。</p>	<p>法令の立法に当たりましては、一般的に、第1条には、その法令の目的や趣旨を表すため、目的規定又は趣旨規定のいずれかが置かれることが多いとされています。</p> <p>この目的規定と趣旨規定の使い分けに関しまして、「法制執務詳解《新版Ⅱ》」(株ぎょうせい)によりますと、目的規定は、ある程度体系的な内容を有する条文数の多い条例・規則に置かれることが多く、趣旨規定は、法律の委任に基づく条例や、法律又は条例の施行のための条例又は規則に置かれることが多いとされています。これは、既に一定の立法目的を持った法律の補充的細目的なものであるから目的規定を置く必要はなく、趣旨規定を置けば足りるとされるためです。</p> <p>また、この度の個人情報保護法の改正の大きな目的として、これまで、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体ごとにそれぞれ異なる規律に基づき実施してきた個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することで、「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化を図ることが挙げられます。</p> <p>そして、この法改正により、地方公共団体においては、各地方公共団体の条例で、開示請求等に係る手数料について定めるほか、必要最小限の独自の保護措置を定めることができることとされたものです。</p> <p>ご意見でございます「個人の権利や利益を保護することが目的」であるとする目的規定を置いた場合、改正法第1条の目的規定と重複する規定となってしまう、新たな条例が改正法の施行のための条例であるという本来の趣旨がかえってわかりづらくなってしまうという懸念がございます。</p> <p>これらを踏まえ、新たに制定する条例については、改正法の委任に基づき、改正法を施行するために必要最小限の規定を置くものでありますことから、ご意見にありますような目的規定を置くことはなじまないものと考えております。</p>

NO	質問内容	回答
2	<p>①死者の情報の取扱いについて、改正法では「生存する」と規定されているため、今後は死者の情報は開示請求の対象とはならないのかという疑問が生じる。市民にとって死者の情報の取扱いをわかりやすくするため、条例において死者の情報も開示請求の対象となると明記することはできないのか。</p> <p>②開示請求に対する決定に当たって、その都度の判断では不平等が生ずるおそれがあると考えるので、「遺族としての開示請求者と死者との関係性を判断」した上で決定を行うべきと考える。この点について、他市の意見も参考にすべきである。</p>	<p>①ご意見でございますとおり、死者に関する情報につきましては、改正法においては「個人情報」の定義には含まれないこととなります。ただし、改正法の施行後におきまして、死者の情報が全く開示されなくなるということではなく、前回の会議の資料2「八潮市個人情報保護法施行条例(案)についての追加説明」20ページに記載しておりますように、現行条例における取扱いのように法定相続人に限らず、死者の情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該遺族の個人情報に該当するとして、開示請求の対象として取り扱う方向で検討しております。</p> <p>一方で、条例において死者の情報も開示請求の対象となると明記することはできないのかのご意見につきましては、国の「個人情報の保護に関する法律についてのQ&A(行政機関等編)」におきまして「死者に関する情報のうち、生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることができるか」との問いに対し、「死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」(法第2条第1項)に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。」と記載されております。</p> <p>このことから、死者に関する情報についての開示請求があった場合は、その開示請求をしようとする死者に関する情報について、個々の事案ごとに法の規定に基づき、当該開示請求者の「個人情報」に該当するか否かを判断する必要があるため、新たな条例において、一概に死者の情報も開示請求の対象となる旨を規定することは難しいものと考えております。</p> <p>一方で、ご意見を踏まえまして、今後の死者に関する情報の取扱いについて、どのような場合に開示請求の対象となるか等について具体的な取扱いを含めて作成し、市のホームページに掲載するなど、市民の方にとってわかりやすいものとなるよう検討してまいりたいと考えております。</p> <p>②個人情報の開示請求に対する決定に当たりましては、請求の内容及び開示を求める情報に含まれる個人情報については1件1件異なるものでありますことから、個別に条例の規定に照らして開示・不開示の判断を行った上で決定しているところでございます。</p> <p>今後、改正法の施行後におきましても、遺族等からの開示請求があった場合、その請求の内容及び開示を求める情報に含まれる個人情報については1件1件異なるものと考えられますことから、個別に改正法の規定に照らして開示・不開示の判断を行うこととなるものと考えておりますが、ご意見でございます「開示請求者と死者との関係性」について十分に判断をしたうえで、個別の状況に応じて対応してまいりたいと考えております。その際、開示・不開示の判断が困難な事例が発生した場合につきましては、県や他市等の意見等も参考にす等、慎重に対応してまいります。</p>

NO	質問内容	回答
3	<p>情報公開・個人情報保護制度運営審議会の在り方について、審議会は常時設置しておく必要があるのではないか。また、専門的な内容を審議するため、勉強会や研究会を実施すべきではないか。</p>	<p>改正法では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは審議会に諮問することができるかとされています。</p> <p>この「特に必要であると認めるとき」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」においては、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいうとされており、今後、審議会に諮問できる事項は、これまでよりも限定的・専門的なものとなります。</p> <p>このことを踏まえ、今後は、審議会の委員の構成についても、諮問の内容によって、選任する委員の人数やどのような方を委員として選任するかについて検討する必要があると考え、これまでのような常設型ではなくその都度設置していく方向で検討しているところです。</p> <p>また、ご意見にあります勉強会や研究会につきましては、審議会の開催に当たりまして、事前に審議に必要な資料の提供や説明を適宜行うなど、委員の皆さまにとって円滑な審議を実施できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>
4	<p>パブリックコメントの資料について、今後取扱いが変更となる内容がわかりやすく示されており、理解しやすいと感じた。</p>	<p>パブリックコメントを実施するに当たり、市民の皆さまにとって、より理解しやすい資料とするため、事務局において見直しを図り、パブリックコメントに係る資料について若干の修正を行いました。</p> <p>修正後の資料につきましては、資料2-1, 2, 3において説明させていただきます。</p>